

指名停止措置の概要

1 指名停止措置事業者

事業者の名称	本社の所在地
株式会社 J T B	東京都品川区東品川 2 丁目 3 - 1 1

2 指名停止措置期間

令和 6 年 6 月 1 4 日から令和 6 年 9 月 1 3 日まで（3 か月）

3 指名停止の内容

日光市が発注する物品の製造・販売、役務の提供

4 事実概要

青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務について、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 6 年（2024 年）5 月 30 日に、公正取引委員会から独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を受けた。

5 指名停止措置理由

同社が独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反したことは、日光市建設工事等指名停止措置要綱第 2 条第 1 項別表第 7 項ウに該当する。

[日光市建設工事等指名停止措置要綱第 2 条第 1 項別表 7 ウ]

措 置 要 件		期 間
7 独占禁止法違反行為	次の場合において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の請負契約相手の相手方として不適当であると認められるとき。	ウ ア（市発注工事等に係る違反行為）及びイ（本県内における他の公共団体等の工事等に係る違反）以外の工事等に係る違反行為
		当該認定をした日から、3 月以上 1 2 月以内

問合わせ先

栃木県日光市今市本町 1 番地
日光市役所 財務部 契約検査課 契約係
電話：0288-21-5134